ぐんま版消費者教育教材の使い方
（高校生向け）

消費者トラブルに
あわないために

群馬県消費生活センター
オリジナルキャラクター
相談してニャン

群馬県生活こども部　消費生活課
群馬県消費生活センター

令和5年2月改訂

困ったらすぐ相談！　消費者ホットライン　☎188（イヤヤ）

本教材は、成年年齢の引下げに伴う消費者トラブルの未然防止を主な目的として、「群馬県高等学校等における消費者教育推進に係る検討会」において、群馬県内の高校教諭、群馬弁護士会消費者問題対策委員会、高校教育課、特別支援教育課、消費生活課及び県消費生活センターが協力して作成したものです。

「活用にあたっての留意事項」を確認の上、授業等で広くお使いください。

【 制作 】

群馬県生活こども部消費生活課・群馬県消費生活センター
〒371-8570　群馬県前橋市大手町1-1-1
電　話　消費生活課 027-226-2281・消費生活センター 027-223-3001
ＦＡＸ　027-223-8100
ホームページ　https://www.pref.gunma.jp/page/8449.html

【令和元年度　群馬県高等学校等における消費者教育推進に係る検討会 】

※所属・役職名は令和元年度現在

◎構　成　員　　群馬県立前橋西高等学校教諭　齋藤　美代子
群馬県立下仁田高等学校教諭　飯塚　真奈美
群馬県立藤岡北高等学校教諭　岡田　さつき
群馬県立吉井高等学校教諭　　山田　有佳里
群馬弁護士会消費者問題対策委員会
群馬県教育委員会事務局高校教育課
群馬県教育委員会事務局特別支援教育課
群馬県消費生活センター

◎アドバイザー　群馬県立前橋清陵高等学校長　久保　敏

【令和３年度　群馬県高等学校等における消費者教育推進に係る検討会 】

※所属・役職名は令和３年度現在

◎構　成　員　　群馬県立高崎北高等学校教諭　井田　綾
群馬県立吉井高等学校教諭　　山田　有佳里
群馬弁護士会消費者問題対策委員会
群馬県教育委員会事務局高校教育課
群馬県教育委員会事務局特別支援教育課
群馬県消費生活センター

◎アドバイザー　群馬県金融広報委員会　金融広報アドバイザー　久保　敏

【令和４年度　群馬県高等学校等における消費者教育推進に係る検討会 】

◎構　成　員　　群馬弁護士会消費者問題対策委員会
群馬県教育委員会事務局高校教育課
群馬県教育委員会事務局特別支援教育課
群馬県消費生活センター

◎アドバイザー　群馬県金融広報委員会　金融広報アドバイザー　久保　敏

＊教材の構成＊

①教材「本編」

②別冊「ロールプレイシナリオ集」

教材（本編）で紹介している相談事例に対応する
ロールプレイレシナリオです。
以下のように案内しています。

（例）

ロールプレイで確認しよう
アダルトサイトなどのワンクリック請求の手口

③別冊「事例集」

群馬県内の消費生活センターに寄せられた相談事例です。

④別冊「学習指導案集」

本教材を活用した授業展開例です。

＊教材「本編」の目次＊

◎教材

１　消費生活センターの紹介
２　群馬県内の消費生活相談の概要
３　契約とは
４　未成年者契約の取り消し
５　クーリング・オフ
６　相談事例①　ワンクリック請求
７　相談事例②　インターネット通販
８　相談事例③　定期購入
９　相談事例④　マルチ商法
10　相談事例⑤　情報商材
11　いろいろな支払い手段～キャッシュレス決済～
12　被害にあわないためのポイント
13　消費者と消費生活センター
14　消費生活センターに相談してみよう
15　相談事例⑥オンラインゲーム課金
16　相談事例⑦フィッシング詐欺

＊活用にあたっての留意事項＊

①活用の方法は、資料配付、映写、掲示等、任意の方法で構いません。

②必要なページのみの活用や、順番の入れ替え、他の資料・教材等との組み合わせも可能とします。

③著作権の問題が発生する場合があるため、**イラスト本体及びイラストに関係する部分の加工は絶対にしない**でください。

④文字の修正をする場合は、文意が変わらないよう注意してください。

⑤項目ごとに、最終ページに教員に向けた「解説」を載せています。生徒に説明する上での参考にしてください。

【消費者庁イラスト集からのイラスト例】

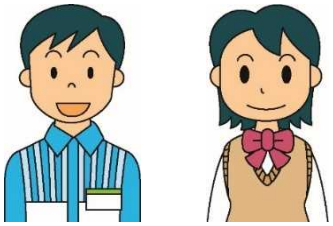

①消費者庁「消費者庁イラスト集」
→　本教材中、「消費者庁イラスト集より」と記載

イラスト使用条件　※消費者庁Webサイトより転記（令和5年2月現在）

使用条件

1. イラストは、拡大・縮小以外の改変をすることはできません。なお、色合い、テキスト等の改変を希望される場合は、消費者庁に事前に書面(電子メール可)により申請し、消費者庁の書面による承諾(電子メール可)を得る必要がありますので、下記の問合せ先へ御相談ください。以下、消費者庁の承諾を得て利用者が改変したイラストを「改変したイラスト」といいます。
2. イラスト(改変したイラストを含む。以下同じ。)は、イラスト集の目的以外の目的で利用することはできません。
3. イラストを利用した制作物(以下「制作物」といいます。)には、8ポイント以上の文字で「消費者庁イラスト集より」と記載してください。また、改変したイラストについては、別途当該イラストに8ポイント以上で「消費者庁のイラストを加工」と記載してください。
4. イラストは、法人・団体等のキャラクターやロゴマークなどとして利用することはできません。
5. 制作物が、法令、公序良俗や社会通念に反してはなりません。
6. 制作物を法令、公俗良序や社会通念に反するウェブサイト、出版物等に掲載又は放映してはなりません。また、制作物を法令、公俗良序や社会通念に反する法人・団体等に配布してはなりません。
7. イラストを第三者に利用させることはできません。
8. イラスト及び制作物を、商用・営利目的に利用することはできません。ただし、消費者教育・啓発の推進において、やむを得ない事由がある場合は、消費者庁に事前に書面(電子メール可)により申請し、消費者庁の書面による承諾(電子メール可)を得ることにより、制作物を有償で配布することができることとします。下記の問合せ先へ御相談ください。
9. 上記利用条件の一つにでも違反された場合は、イラストの利用及び制作物の配布・掲載等を禁止させていただくことがあります。また、配布された制作物を利用者の負担をもって回収していただくことがあります。

免責事項について

・イラストの利用により利用者に損害が発生しても、消費者庁は一切その責任を負いません。イラストの利用は利用者の責任において行ってください。

・消費者庁ウェブサイトの保守、システムの不具合、又は災害、ウィルス若しくは第三者の妨害行為等による不可抗力によって、消費者庁ウェブサイトによるイラストの提供が停止することがありますが、利用者に損害が発生しても、消費者庁は一切責任を負いかねますので御了承ください。

利用方法について

・イラストを利用になる場合は、当ウェブサイトにアクセスし、当該イラストの電子データをダウンロードしていただく必要があります。そのためのインターネット接続環境等に係る費用につきましては、全て利用される方の御負担となりますので、御了承ください。

著作権について

イラストに関する著作権等の知的財産権は、全て消費者庁に帰属しています。

担当:消費者教育推進課

②その他　フリー素材

「いらすとや」 使用上の注意　※「いらすとや」ホームページより転記（令和5年2月現在）

ご利用規定

・当サイトで配布している素材は規約の範囲内であれば、個人、法人、商用、非商用問わず無料でご利用頂けます。「よくあるご質問」に詳しく記載しておりますのでご利用の前に一度ご確認ください。

・当サイトのイラストは以下の場合、ご利用をお断りします。

公序良俗に反する目的での利用
素材のイメージを損なうような攻撃的・差別的・性的・過激な利用
反社会的勢力や違法行為に関わる利用
素材自体をコンテンツ・商品として再配布・販売
（LINEクリエイターズスタンプ等も含みます）
その他著作者が不適切と判断した場合

・以下の場合、有償にて対応させていただきます。メニューの「お問合せ」からご連絡下さい。

素材を21点以上使った商用デザイン（重複はまとめて1点）
素材の高解像度データの作成（高解像度イラストのサンプル）

【フリー素材のイラスト例】

著作権

・当サイトの素材は無料でお使い頂けますが、著作権は放棄しておりません。全ての素材の著作権は私みふねたかしが所有します。

・素材は規約の範囲内であれば自由に編集や加工をすることができます。ただし加工の有無、または加工の多少で著作権の譲渡や移動はありません。

その他

・当サイト以外に掲載されている私の作品については、無料ではお使い頂けません。

・素材を利用することによって発生したトラブルについては一切責任を負いかねます。

・全ての規約は予告無く改変する場合があります。予めご了承下さい。

よくあるご質問 （抜粋）

オンライン授業で利用できますか？

公立と私立の教育機関によるもので、制作・利用時に料金が発生していないのであれば問題ありません。民間の企業や個人によるものについては1授業（1配信・1動画）につき20点までご利用いただけます。

イラストは何点でも利用出来ますか？

非商用目的の場合、点数に関係なく無料でご利用いただけます。ただしイラスト自体またはイラストをメインとしたものの配布はできません。

③群馬県消費生活課オリジナルイラスト

「ぐんま版消費者教育教材」のために群馬県消費生活センターの相談員が書いたイラストです。
本教材以外には使用しないでください。

令和5年2月　群馬県生活こども部消費生活課

【群馬県消費生活課オリジナルイラスト例】